

徳島県告示第三百九十六号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町浅川字入口一の九
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため